

第 529 回福井地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 10 日（月）午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
- 2 場 所：福井春山合同庁舎 1 階 第一共用会議室
- 3 出席状況：
公益代表委員 井花委員、薮内委員、竹川委員、坪川委員、廣瀬委員
労働者代表委員 飯塚委員、岡本委員、島田委員、中澤委員、高山委員
使用者代表委員 西澤委員、酒井委員、豊嶋委員、中山委員、山口委員
事務局 佐藤労働局長、工藤労働基準部長、野崎賃金室長、矢村賃金指導官、
山田賃金係長
- 4 議 事
 - (1) 令和 8 年度福井県最低賃金の改正決定について（答申）
 - (2) 令和 8 年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無
について（諮問）
 - (3) 特定最低賃金改正に係る令和 8 年最低賃金に関する基礎調査結果
 - (4) その他

5 議事録

○井花会長

本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから第 529 回福井地方最低賃金審議会を開催します。

議事に入る前に、福井労働局長から御挨拶をお願いします。

○佐藤労働局長

委員の皆様方には、お忙しいところ、また大変暑い中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、専門部会の委員の皆様方におかれましては、福井県最低賃金の改正決定につきまして、4 回にわたる慎重かつ熱心な御審議を賜り厚く御礼を申し上げます。

今年度は、昨年度に引き続く物価上昇の折、目安が昨年度に次いで過去 2 番目に高い額となるなど、大変難しい審議になったにもかかわらず、本日の答申採決に至ったこと、重ねて御礼申し上げます。

なお、本日の審議会につきましては、これまでの専門部会の審議結果等を踏まえた採決をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが冒頭の御挨拶とさせていただきます。

○井花会長

ありがとうございました。

では、定足数の確認をさせていただきます。事務局お願いします。

○矢村賃金指導官

はい。本日の審議会については、全員の出席をいただいております。よって、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

○井花会長

それでは、議題（１）の「令和８年度福井県最低賃金の改正決定について」に入ります。

これにつきましては、専門部会を設けて本日まで断続的に審議をしていただいておりますので、その審議の経過及び結果について、廣瀬部会長から報告をお願いいたします。

○廣瀬専門部会長

専門部会の廣瀬です。専門部会では７月２９日の第１回から７月３１日、８月５日、本日８月１０日の４回に渡り審議を重ねてきました。

その経過を報告するに当たり、今年度は専門部会の公益見解を示しましたので、これを御確認いただきたいと思います。

では、事務局から読み上げをお願いします。

○野崎賃金室長

はい。それでは公益委員見解を配布させていただきます。

（公益委員見解を配布）

○野崎賃金室長

それでは公益委員見解を御覧ください。内容については一部割愛して読み上げさせていただきます。

（「令和８年度福井県最低賃金の改正決定における公益見解」のうち

１、２（２）「改正額検討のポイント」及び（３）「改正額」を朗読）

○廣瀬専門部会長

はい、ありがとうございました。ただいま、読み上げていただいた公益見解に至るまでに、労使双方と協議を重ね、最低賃金法第９条第２項に定める地域別最低賃金を決定する上での三要素に加え、地域から寄せられた当審議会への要請事項を検討に加えて、議論を尽くしました。

その結果、採決において、賛成が６人、反対が３人ということで、引上げ額

を 59 円とし、最低賃金額 1,112 円とすることで、専門部会では結審しました。
以上です。

○井花会長

どうもありがとうございました。

厳しい状況での御審議いただきましたことに感謝申し上げます。

内容につきましては、ただいま説明があったとおりですが、専門部会で十分に審議をいただいているところではありますが、更に御意見があれば伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(特になし)

○井花会長

専門部会では、審議会として要望事項を記載する方向で調整していただきましたので、この審議会における採決の前に、答申書に記載する要望事項についても、確認しておきたいと思います。事務局よりお願いします。

○野崎賃金室長

お手元にあります公益委員見解の 9 頁の 3 「政府等への要望」を御覧ください。読み上げさせていただきます。

(「令和 8 年度福井県最低賃金の改正決定における公益見解」のうち
3 「政府等への要望」を朗読)

○井花会長

ただいまの要望事項の内容に御意見はございませんでしょうか。

(特になし)

○井花会長

では、答申の際の、要望事項は公益委員見解記載のとおりにしたいと思います。

なお、発効日につきましては、今お手元にあります公益委員見解の 9 頁の 2 にありますとおり、令和 8 年度の福井県最低賃金の発効につきましては指定発効によらず法定発効とすることを前提に専門部会で採決しております。

特に現時点で御意見等ありませんでしょうか。

(特になし)

○井花会長

それでは、これより採決に入りたいと思います。この会議は原則公開となっておりますが、公開することにより率直な意見交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができるとされております。これらの理由により、今年度最初の審議会において、採決については非公開とすることが決定されておりますので、これより非公開とさせていただきます。

採決を終了した時点で再度呼びますので、傍聴人および報道関係者の方は退室をお願いいたします。

(傍聴人、報道関係者退室)

(非公開審議開始)

(採決)

(傍聴人、報道関係者入室)

(公開審議再開)

○井花会長

それでは審議を公開し、再開します。

ただいまの採決の結果は、賛成9名、反対5名ということで、賛成多数により、専門部会報告のとおり決定いたしました。なお会長である私は採決に加わっておりませんのでその旨申し上げます。

(答申文(写)配布)

○井花会長

それでは、答申文を事務局で朗読してください。

○野崎賃金室長

お手元にお配りした答申文を朗読させていただきます。

(答申文(写)朗読)

○井花会長

ただいまの答申文により答申をすることといたします。事務局から、案内をしてください。

○矢村賃金指導官

では報道機関の皆様、これより答申が行われます。会場内での撮影を許可しますので、撮影は手短にお願いいたします。撮影が終わりましたら、会議を進行しますので、記者席にお戻りください。

なお、退席される場合には、受付の係員に申し出て退出願います。

それでは井花会長、佐藤労働局長、会場中央にお進みいただき答申文の交付をお願いします。

(答申文を会長より局長に手交)

○佐藤局長

答申に当たり私から一言御挨拶申し上げます。これまでの御審議と、福井県最低賃金の改正決定につきまして答申を頂きましたことについて、改めて御礼を申し上げます。また、公労使各委員の皆様方の御尽力に厚く御礼申し上げます。答申を頂いた改正額 1,112 円につきましては、効力発生に向けて速やかに手続を進めていくとともに、改正後の福井県最低賃金額の周知と履行確保についても、あらゆる機会を通じまして万全を期してまいりたいと思います。

また、賃金の引上げや生産性向上のための業務改善助成金を始めとした各種支援策につきましても周知徹底に努めてまいります。

今年度も政府及び労働局に対する要望も審議会の皆様方から頂いておりますので皆様方におかれましては、引き続き御指導、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、答申に当たっての御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○井花会長

どうもありがとうございました。皆様熱心に御審議いただきありがとうございました。

では、次に、議題（２）の「令和８年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」に入ります。

事務局より、お願いします。

○野崎賃金室長

はい。ここで、福井労働局長から福井地方最低賃金審議会会長に対し、令和８年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問をいたします。井花会長、佐藤局長、再び会場中央までお願いします。

(諮問文を局長から会長に手交)

○井花会長

それでは、事務局にて諮問文を朗読してください。

○野崎賃金室長

それでは諮問文を朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

○井花会長

では、諮問に当たっての、福井県特定最低賃金の申出書及び申出書に対する審査状況について、事務局から説明をお願いします。

○野崎賃金室長

はい。お手元の参考資料となりまして、本日お配りしておりますこの水色のファイルの中ほどにピンク色の仕切り紙が1枚挟んであるかと思います。このピンク色の仕切り紙以降が本日配られている参考資料となりまして、目次がございます。その参考資料の項目5番、5頁以下が申出書及び申出に当たって審査をさせていただいた審査書の一部を添付しております。

まず5頁を御覧ください。5頁は、福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業についての申出書です。6頁以下が今回申出者からが提出のあった申出書全文でございます。ここに記載されております各労働協約の金額につきまして5頁に書いておりまして、最も低い額で1,154円という金額になっております。また、6頁の申出書を御覧いただければと思いますが、申出代表者の申出の人数ですが、1,601名ということです。こちらにつきましては、7月の第527回審議会の資料39にも記載されている人数が繊維は4,799名ありました。これで除しますと、1,601名という割合は33.36%ということで、改正に必要な3分の1以上の労働者数ということには達しております。

続きまして、機械につきましては、資料6の32頁、33頁を御覧ください。32頁目は、申出のあった労働契約の中の最も低い額といたしまして、1,288円となっております。申出書は33頁以下となりますが、34頁になりますが適用労働者数1,747名に対して申出があったのが803名ということで、割合といたしましては46.0%となっております。このことから改正の申出に必要な3分の1以上の要件は満たしていることが確認できたところでございます。

続きまして、電気機械器具製造業です。こちらにつきましては45頁以下を御覧ください。資料7となります。申出があった労働協約のうち、最も低い金額といたしましては、1,253円という金額となります。48頁と49頁を御覧ください。申出書ですが使用される労働者が9,613名に対しまして、申出のあった事業所の人数が7,198名ということで、74.9%となります。このことから、改正の申出に必要な3分の1以上を満たしていることが確認できたところでございます。

続きまして、百貨店、総合スーパーについてです。こちらにつきましては、60頁以下の資料8を御覧いただきたいと思います。申出のあった労働協約に関しまして、最も賃金の低い額が1,083円となります。申出書につきましては、61頁以下となります。62頁を御覧いただきたいと思いますが、適用労働者数1,413名に対しまして、労働協約の人数が1,011名ということで、71.5%

の割合となります。改正の申出に必要な3分の1以上を満たしておりますので、こちらも申出書としては有効であると事務局としては判断しております。

以上が申出書の審査書の内容となります。

続きまして、この申出に基づきまして、検討小委員会を開催することがすでに決まっておりますが、検討小委員会の日程等につきましても、併せて御説明をさせていただきます。参考資料の2頁目をお開けいただきたいと思います。第1回の検討小委員会につきましては、9月7日（月）13時30分から福井労働基準監督署の会議室で予定しております。第2回目の検討小委員会につきましては、9月14日（月）9時30分から、こちらの福井春山合同庁舎の14階の会議室で予定をしております。その後9月18日になりますが、必要性審議につきましても、結審、答申を予定しております。10時から同じく福井春山合同庁舎の14階の会議室で実施する予定となっております。以上が審議日程でございます。

○井花会長

ただいまの事務局からの説明について、御意見や御質問はありませんでしょうか。

（特になし）

○井花会長

必要性審議については、検討小委員会を2日間に分けて実施することとしております。

検討小委員会委員については、第527回審議会において了承された「特定最低賃金に関する検討小委員会運営規程」第3条第2項により、各委員は、審議会の議決により会長が指名する、とされています。

つきましては、検討小委員会委員名簿（案）のとおり、指名してよろしいでしょうか。

○野崎賃金室長

事務局から補足させていただきます。参考資料の3頁目に検討小委員会の委員名簿案を添付しております。説明が漏れておりましたが、こちらが今、会長がおっしゃられた名簿（案）でございます。

○井花会長

この名簿（案）のとおり指名してもよろしいでしょうか。

（異議なし）

○井花会長

では、異議なく了承されましたので、本年度検討小委員会の委員を名簿(案)のとおり決議し、会長として指名させていただきます。

各委員の皆様におかれましては、御多忙のところ恐縮ですが、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、調査審議を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

○井花会長

では、議題(3)の「特定最低賃金改正に係る令和8年最低賃金に関する基礎調査結果」に移ります。

事務局から資料の説明をお願いします。

○野崎賃金室長

はい。本日、特定最低賃金にかかる最低賃金基礎調査結果を配布し、御説明申し上げる予定でしたが、準備のため改めて統計値を精査していたところ、特定最低賃金の母集団の設定誤りが判明し、統計値に誤りがあることが判明いたしました。

このため、再度精査する時間を頂戴したいと考えております。つきましては、本日の説明は、次回、異議審を予定している8月26日の審議会に延期させていただきますと思います。

本来ではあれば早めに資料を提示すべきところ、遅れますことお詫び申し上げます。また、事務局内で改めてダブルチェックを徹底することで、再発防止を図りたいと思いますので、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○井花会長

8月26日に予定されている異議審において、再度資料の提示があるということですが、ただいまの事務局からの説明について、御意見や御質問はありませんでしょうか。

○飯塚委員

はい。今の資料の件なんですけれども、やはりこの後、必要性審議をする上においては、産業ごとの特性値というのが重要なファクターになるということでは言うまでもないかなと思います。そのため、次の本審前に、少しでも早く情報を開示するということはできないのか、少しお聞きしたいなと思います。

○野崎賃金室長

御指摘のとおりでございます。再度精査が終わりまして、配布できるような状況になりましたら、電子データで事前にお送りさせていただければと思

っております。よろしくお願いいたします。

○飯塚委員

お願いします。

○井花会長

ほかにご質問あるいは御意見等ございませんでしょうか。

(特になし)

○井花会長

では、今の事務局からの説明のとおりとさせていただきます。

では、議題（４）の「その他」に移ります。事務局から資料の説明をお願いします。

○野崎賃金室長

はい。まず地域別最低賃金についてお話させていただきます。本日の答申を受けまして、速やかな公示を行い、15日間答申についての異議申出期間を設けます。

関係労使からの異議の申出がなければ官報公示を行いまして、最短で10月4日（日）からの改正発効となります。

次に審議日程について説明します。

本日の答申により、8月12日（水）の第5回専門部会及び同日午後から開催予定であった本審は中止となります。

これに合わせ、異議審の日程は、異議審は8月26日（水）午前10時00分に開催したいと存じます。

これに伴い、8月28日（金）に予備日を設定していましたが、予備日は中止となります。こちらにつきましても御了解をお願いします。

次に資料の説明をさせていただきます。本日、基礎調査に関する資料は用意できず誠に申し訳ありませんでしたが、それ以外の資料につきましては用意しておりますのでお手元の資料を御覧ください。

最初の福井局資料99頁の資料5は特定最低賃金の加重平均の推移です。資料6から8は、毎月勤労統計調査地方調査における所定内給与額、所定内労働時間、パート労働者の雇用比率のうち、特賃業種に関連する業種を抜き出したものとなっています。ただし、一般機械器具製造業については統計上毎月勤労統計調査にはありませんので記載しておりません。繊維、電気、百貨店については小売業について御参考にしてください。

103頁の資料9「福井県の工業」は、特賃業種のうち製造業について、製品出荷額、付加価値額などが掲載されています。詳細データとしまして、資料の128頁以下に統計値のデータが記載されています。この中で黄色い印を付けた

のが特賃業種となります。この中で表の第 6 表、133 頁以下になりますがこちらの表を集計して取りまとめたのが 140 頁の資料 10 になります。令和 4 年から 6 年まで 3 年間の数値を取りまとめています。それぞれ掲載されている統計値から、製造業全体と製造業の特賃 3 業種の「製品出荷額等に占める人件費の割合」と「1 人当たりの付加価値額」を事務局で試算しましたので御参考にしていただければと思います。

一方で、百貨店、総合スーパーについては、141 頁を御覧ください。資料 11 ですが、最も新しい令和 3 年の経済センサス活動調査における純付加価値額と、令和 3 年の毎月勤労統計調査地方調査の現金給与月額を 12 倍し年額に換算した数値を用いて労働分配率を試算したものとなっています。こちらについても百貨店、総合スーパーの審議に当たって御参考にしていただければと思います。

142 頁の資料 12 の「労働市場月報」は業種ごとの新規求人者数が掲載されています。この中にも特賃業種が含まれていますので御参考にしていただければと思います。

166 頁の資料 13 の「福井県の鉱工業指数」は特賃業種のうち製造業について生産指数等が掲載されています。175 頁の資料 14 は財務省福井財務事務所が 8 月 5 日に公表した福井県内の経済情勢報告です。以上が本日必要性審議に先立ち配布させていただきましたのでお目通しください。

最後に、資料一覧には記載しておりませんが、参考資料 4 頁を御覧ください。業種別求人賃金の下限賃金額について掲載しております。毎月月末に福井労働局職業安定部において「職種別」の求人賃金情報を公表しておりますが、これを特定最低賃金の改正必要性の審議に当たり、特別に「業種別」に集計し直したものです。通常、公表している資料ではないことから、一般には公表せず本審議会委員限りとして参考配布させていただきます。

説明は、以上です。

○井花会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見や御質問はありませんでしょうか。

(特になし)

○井花会長

では、ただいまの事務局の説明内容と提案は了承とします。

では次回の案内をお願いします。

○野崎賃金室長

はい。繰り返しとなりますが、次回は 8 月 26 日(水) 午前 10 時 00 分から、場所はこの場所と同じ福井春山合同庁舎 1 階第一共用会議室となります。

異議審を実施しますのでよろしく願いいたします。

○井花会長

はい。では最後になりますが、御質問や御意見はありますか。

(特になし)

○井花会長

それでは、本日の審議会は閉会とします。どうもご苦労様でした。

(閉会)